

高山市分担金徴収条例及び高山市土地改良事業分担金徴収条例の
一部を改正する条例の概要について

1. 分担金の率の見直しの考え方

採択事業により分担金の率が異なっていたものを事業主体区分ごとに統一することで農家の不公平感を解消するとともに、現在の本市における分担金の率の最低値を基準として見直すことで農家負担の軽減を図る。

事業主体区分		改正後の分担金の率	
県営事業（事業主体 県）		事業費の100分の5（5/100）	Ⓐ
市営事業 （事業主体 市）	施設	事業費の100分の10（10/100）	Ⓑ
	農地	事業費の100分の20（20/100）	Ⓒ

2. 改正内容

○高山市分担金徴収条例関係

事業主体	事業区分	事業名	国県補助率	改正前の分担金の率	補助残額の1/2	採用	改正後の分担金の率	
市	県単	かんがい排水事業	40/100	30/100	—	—	10/100	Ⓑ
		ほ場整備事業	30/100	35/100	—	—	20/100	Ⓒ
		農道整備事業	40/100	30/100 (15/100)	—	—	10/100	Ⓑ
	市単	かんがい排水事業	—	35/100 (17.5/100)	—	—	10/100	
		農道改良事業	—	35/100 (17.5/100)	—	—	10/100	
		ほ場整備事業	—	40/100 (20/100)	—	—	20/100	
		農地等 災害復旧事業	農地	—	20/100	—	—	20/100
			施設	—	17.5/100	—	—	10/100
県	県営	かんがい排水事業	75/100	15/100	12.5/100	○	5/100	Ⓐ

○高山市土地改良事業分担金徴収条例関係

事業主体	事業区分	事業名	国県補助率	改正前の分担金の率	補助残額の1/2	採用	改正後の分担金の率		
県	県営	かんがい排水事業※	75/100	15/100	12.5/100	○	5/100	Ⓐ	
		ほ場整備事業※	77.5/100	12.5/100	11.25/100	○	5/100		
		土地改良総合整備事業※	75/100	15/100	12.5/100	○	5/100		
		ため池等整備事業※	75/100	15/100	12.5/100	○	5/100		
市	団体営	土地改良事業	59/100	農地	24/100	20.5/100	○	20/100	Ⓒ
				施設	24/100 (12/100)	20.5/100 (—)	○ —	10/100	Ⓑ

- ・改正前の分担金の率の括弧内は、維持修繕（農道は舗装新設）に係る分担金の率
- ・採用欄の「○」は、補助残額の1/2を上限とする規定を採用することを示している。
- ・※印の事業については、国県の基本的な補助率を掲載している。